

平成21年度第7回公共事業評価委員会議事（会議）録

1 日時・場所：平成21年12月11日(金)10:00～12:30、於：県庁特別会議室

2 出席者

〔委員側〕中山会長(委員)、小野会長代理(委員)、井上委員、岡田委員、五島委員、清水委員、竹村委員、安川委員、矢藤委員(以上9名)

〔説明者〕浦上国土整備部次長、湊技術企画課長、細川道路建設課長、桑田河川課長、竹森治山砂防課長、県土整備部の関係課職員、並びに村尾農政課企画調整室長、安田耕地課課長補佐

〔事務局〕磯江行政監察監、柏崎建設事業評価室長、有田総括検査専門員、山田

3 概要

○本日の会議の成立について

(事務局)本日は、9名の委員が出席されたので、平成21年度第7回評価委員会は成立しました。

○審議の主な概要

(会長) 平成21年度第7回鳥取県公共事業評価委員会を開催します。

本日の予定は、最初に県内の建設業の現状に係る説明を関係部局から受け、その後に答申案について審議を行ないます。

(会長) 本日の会議の議事録署名委員については、私以外の2名は議長が指名することとされていますので、井上委員と清水委員にお願いします。

(会長) 委員会運営規程では、当委員会の会議は原則公開ということですが、本日の委員会の公開について委員の皆さん、特に意見はありませんか。

(委員) 意見無し

(会長) それでは、本日の委員会も公開ということで決定します。

なお、委員からの質疑や県の回答の中で、個人情報や希少動植物の分布情報、企業の経営情報等がある場合には、その都度この場で協議して、部分的に委員会審議を非公開とします。

(会長) それでは、県内の建設業の現状に係る説明をしてください。

(農政課は口頭、技術企画課は資料により説明。 説明概要は省略する。)

(会長) それでは続いて、公共事業再評価の答申(案)について審議しますが、その前に農道整備事業の係る答申の方向性について確認します。

各事業箇所ごとの内容は、前回の委員会までに説明が終わっていますが、如何でしょうか。

(各委員) 岩美地区広域農道、南大山地区基幹農道は、継続が妥当。東伯中央地区広域農道については、第3工区は残事業部分に係る効果が一定程度認められるため、継続が妥当。その他の未完工区(第2工区、第4工区及び第5工区)については、この農道整備と密接な関係がある農産物広域集出荷施設等の建設が具体化するまでの間、あるいはその他の要因によりあらためて当該工区の整備が必要と認められるまでの間は、休止が妥当。但し、現在第5工区で施工中の橋梁工事の完了後

は、最寄の林道と接続することにより通行可能な状態にして有効に活用すべき。以上で一致。

(会長) それでは、公共事業再評価の答申（案）について審議します。

< 審議は、個別の事業ごとに区切って進行。最後に付帯意見を検討。 >

- ・ 事務局から答申案を朗読。
- ・ 事業担当部及び課の出席者（次長、課長）に事実誤認は無いか、再度確認。
- ・ 答申文について、加筆修正意見の提出。

◎ 各事業とも、事実誤認はなし。加筆修正の主なものは次のとおり。なお、原文の趣旨の変更を伴わない文語等の修正は会長へ一任する。会長は事務局と整理して、修正案を各委員へ送り了解を得ることで、本日提案の答申案は承認された。（農道事業3件は挙手により採決。出席委員は全員挙手され、原案は承認された。）

(1) 岩美地区広域農道整備事業

- ・ 残事業B／Cの検証に当たっての効果を推計する際の農産物移動量や、交通量の把握の表現を修正する。（他の農道も同様。）
- ・ 「当該事業全体のB／Cはかなり低い可能性があるが、残事業部分に係るB／Cをみると……」
とすること等。（他の農道も同様。）

(2) 東伯中央地区広域農道整備事業

- ・ 第1工区の完成供用月を、平成20年9月へ訂正。
- ・ 当初の事業全体に対する評価から、工区ごとの評価への変更については、事業担当部局からの再提案的な要請で実施した書きぶりとする。
- ・ 工区の状況を補足すること。また、休止する理由も補足すること等。

(3) 南大山地区基幹農道整備事業

- ・ 岩美の例と同じ。

(4) 勝部川総合流域防災事業

- ・ 特に意見なし。

(5) 釜戸地すべり防止事業

- ・ 河川事業の表現と同様にする。

(6) 答申に当たっての付帯意見

(ア) 事業者による自主点検の実施

- ・ 農道整備事業3件は、当初想定の効果の内容が現時点では大きく変化していることが認められたのに、適切な対応がなかったので、今後は事業者自身が常に点検を行い、適宜見直しながら実施していくべきこと。

(イ) 関係部局間の連携と資料保存

- ・ 特になし。

(ウ)地域の実情に基づく分析

- ・「農道事業では、現時点の再評価としては事業の効果が過大に見積もられる傾向が見受けられ、実態と乖離していた。
- 「便益」は再評価に当たって欠かせない重要な要素であり、目標値や期待的 数値のみによることなく、当該地域の農業生産の現状、あるいは近い将来における確実な見込みによるデータとともに、より実態に即した観点からの算定が重要。」を織り込むこと。

(会長) 以上で本日の会議は終了。

答申日は、事務局へ一任。日程が決まれば多数の委員に出席をお願いしたい。

平成21年度第7回 公共事業評価委員会議事録署名委員

鳥取県公共事業評価委員会

会長（委員） 中山 精一

同
委員 井上 望

同
委員 清水 雅文